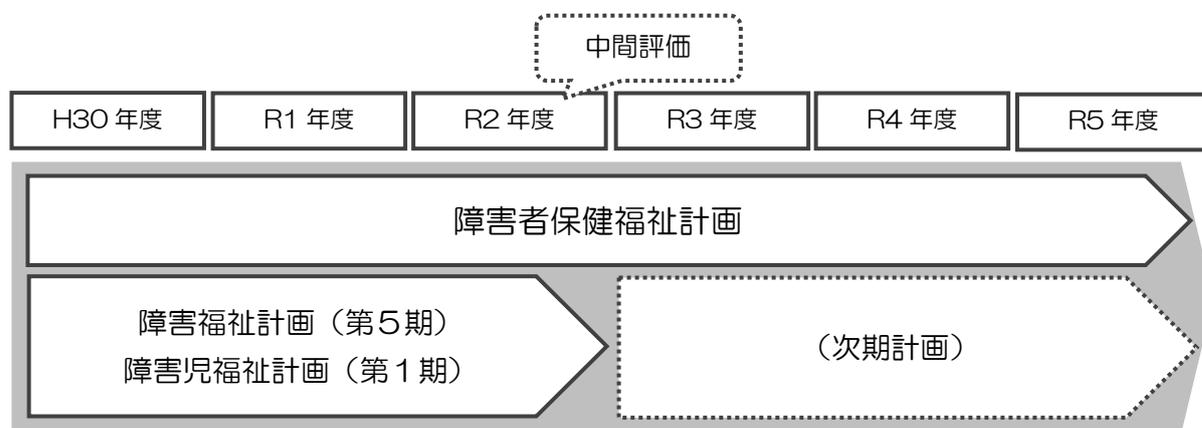


## 仙台市障害者保健福祉計画等の概要と今年度実施する監視及び調査について

## 1 現行計画の概要



## ・ 仙台市障害者保健福祉計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」であり，障害保健福祉施策全般に関わる理念や基本的な方針，主要施策を定めた計画で，平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間を計画期間としている。

## ・ 仙台市障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもの。障害福祉サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画で，平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を第 5 期の計画期間としている。

## ・ 仙台市障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく、「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画で，平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を第 1 期の計画期間としている。

## 2 令和元年度における主な取り組み（案）

### （1）障害者保健福祉計画等に係る監視等

仙台市障害者保健福祉計画に係る監視等実施方針（参考資料1）に基づいて実施するもの。

#### ① 平成30年度から令和2年度における主な実施内容

平成30年度	令和元年度	令和2年度
<ul style="list-style-type: none"><li>平成29年度実施事業の監視</li><li>障害者団体、地域団体、事業者団体等への調査（訪問・合同ヒアリング）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>平成30年度実施事業の監視</li><li>障害者団体、地域団体、事業者団体等への調査（訪問・合同ヒアリング）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和元年度実施事業の監視</li><li>障害者保健福祉計画（H30～R5年度）の中間評価</li><li>障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）策定</li></ul>

#### ② 令和元年度における監視等について

##### （ア）監視

平成30年度に実施した障害者保健福祉計画及び障害福祉計画（第5期）、障害児福祉計画（第1期）に掲載の各事業の実施状況等の確認を行う。

##### （イ）調査

障害者差別解消法及び条例施行から3年が経過し、本市における障害理解の現状を把握するとともに、今後の事業展開の検討に資することを目的に、障害者保健福祉計画の重点分野の1つである「市民に対する障害理解の促進」について、調査を行う。

調査手法としては、計画に掲載している「障害理解促進・差別解消」に関する各事業の実施主体及び参加者へのヒアリングやアンケート等を想定している。

##### （ウ）分析及び評価

協議会は、（ア）の監視及び（イ）の調査を実施し、これらの結果等を総合的に分析し、現時点における障害者保健福祉計画の進捗及び達成状況に係る総合的な評価（モニタリング）を実施する。

## 3 スケジュール（案）

月	内容
9月	第2回協議会 ・仙台市障害者保健福祉計画等に係る平成30年度事業監視結果 ・障害理解の促進に向けた調査の検討・実施状況について